２号・３号認定用

保育所・認定こども園（保育所機能部分）・小規模保育事業
ご利用案内（令和6年度版）

十和田市健康福祉部　こども支援課　こども保育係
〒０３４－８６１５　十和田市西十二番町６番１号
☎　０１７６－５１－６７１７

はじめに

〇保育所・認定こども園（保育所機能部分）・小規模保育事業（以下「保育所等」といいます。）は、保護者の就労などの理由により保育が必要なお子さんを、保護者に代わって保育する施設・事業です。

〇家庭内で保育をすることができるお子さんは、保育所等を利用することができません。

〇３歳の誕生日を迎えたお子さんであれば、誰でも利用できる幼稚園とは異なります。

保育所等の利用には、２号認定・３号認定の申請が必要です

認　定　区　分	年　　齢	対象者	利用できる施設
１号認定 教育標準時間認定	満３歳以上	２号認定を除く子ども	認定こども園（幼稚園機能部分）・幼稚園
２号認定 ・保育標準時間認定 ・保育短時間認定	満３歳以上	保育が必要な子ども	認定こども園（保育機能部分）・保育所
３号認定 ・保育標準時間認定 ・保育短時間認定	満３歳未満	保育が必要な子ども	認定こども園（保育機能部分）・保育所・小規模保育事業

２号・３号認定の基準

保護者のいずれもが次のような事由により保育が必要な場合に、２号認定・３号認定を受けることができます。

1　保護者が就労している。（月４８時間以上）
2　母親が出産前後である。（母子健康手帳の交付から出産後８週間）
3　保護者が病気やけがをしている。または心身に障がいがある。
4　保護者が親族の介護・看護をしている。
5　保護者が震災、風水害、火災その他の復旧にあたっている。
6　保護者が求職活動中、または起業準備中である。
7　保護者が就学、または職業訓練を受講している。

申し込み方法

〇申し込み窓口：十和田市こども支援課こども保育係
※保護者の住民登録が十和田市にある児童は、市外の施設等を利用する場合でも、十和田市への申請が必要です。

〇利 用 開 始 日：利用開始日は原則として毎月１日です。
月の途中からの利用は特別な理由がない限りできません。

〇申し込み締切：入所希望日の１５日前までに必要な書類を揃えてお申し込みください。
※４月１日の利用開始申し込みは１月９日から１月３１日までです。

申し込みに必要な書類

※保育を必要とする事由によって提出書類が異なりますので、下記をご確認ください。
　認定後に申請内容が事実と異なる場合は、認定を取り消すことがあります。

（１）教育・保育給付認定申請書・・・児童１人につき１枚必要です。
（２）保　育　利　用　申　込　書・・・児童１人につき１枚必要です。
（３）保育を必要とする事由を証明する書類・・・父母それぞれについて必要です。

保育を必要とする事由		証明書類
1　就労	会社へお勤めの方（内職含む） ・社員・パート・アルバイト等	○就労証明書【標準様式】
	自営業・農業の場合	○就労証明書【市様式】 （民生委員からの確認が必要です。）
2　出産前後		母子健康手帳
3　保護者の病気・障がい	疾病・けが等	○診断書【市様式】 ※児童の保育ができない記載があること
	障がい	○次のいずれかの書類 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳または療育手帳
4　親族の介護・看護		○介護・看護申立書【市様式】 ○診断書【市様式】 または次のいずれかの書類 ・介護保険被保険者証 ・障害者手帳等 ・その他施設を利用している場合、その利用状況が確認できるもの
5　災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	○申立書【市様式】 ○り災証明書
6　求職活動・起業準備		○求職申立書【市様式】 ○ハローワークカード等、求職活動を確認できるもの
7　就学・職業訓練		○在学証明書
8　育児休業	兄姉の継続利用	○育児休業証明書【市様式】 または育児休業期間を確認できるもの

（４）世帯の状況を証明する書類・・・該当する方は提出してください。

世帯の状況	証明書類
ひとり親世帯	○ひとり親家庭等医療費受給資格証
障がい者(児)と同居世帯 （世帯分離している同居者を含む）	○次のいずれかの書類 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳又は療育手帳 ・特別児童扶養手当証書
生活保護を受けている世帯	○生活保護受給証明書

（５）個人番号（マイナンバー）を確認するための書類

●保護者本人が申し込みをする場合

○保護者本人のマイナンバーカード又は通知カード

○保護者本人の本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート等顔写真のついている物）

●保護者以外の方が申し込みをする場合

○委任状

○委任された方の本人確認ができる書類（上記と同様）

○保護者のマイナンバーカード又は通知カード

支給認定証の発行

認定に必要な書類の提出後、審査を経て、支給認定証が発行されます。

支給認定証には**①保育所等を利用できる時間、②支給認定の有効期間**等が記載されています。

（１）保育所等を利用できる時間（保育必要量）

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の２区分に分けて認定します。

●保育標準時間…１日１１時間までの利用が可能

●保育短時間　…１日８時間までの利用が可能

※開園時間や延長保育の時間、料金は各施設で異なります。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
・保護者が就労している	月 120 時間以上	月 48 時間以上
・母親が出産前後である ・保護者に疾病や障がいがある。 ・災害復旧にあたっている	○	－
・求職活動中（起業準備含む）	－	○
・同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・就学中（職業訓練含む）	申請内容により市が認定します。	

（２）支給認定の有効期間

〇２号認定は小学校就学前まで、３号認定は満３歳になる前日までです。

〇３号認定の児童は、満３歳時に２号認定に変更されます（手続不要）。

〇ただし、下記の事由の場合は、有効期間が異なります。

有効期間以降も保育の必要があるときは、再度支給認定の申請が必要です。

保育を必要とする事由	有効期間
1　母親が出産	出産日から起算して８週間を経過する日が属する月の末日まで。
2　求職活動・起業準備	90 日を経過する日が属する月の末日まで。
3　就学・職業訓練	卒業予定日等の属する月の末日まで。
4　育児休業（兄姉の継続利用）	育児休業終了日が属する月の末日まで。

利用者負担額（保育料）

〇利用者負担額は、原則として父母それぞれの市民税額の合計で算定しますが、父母以外の扶養義務者（同居する祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は、その方の市民税額を含めて利用者負担額を決定することとなります。

〇利用者負担の切り替え時期については、以下のとおりです。

・令和６年４月～令和６年８月の利用者負担額・・・令和５年度市民税額から算定
・令和６年９月～令和７年３月の利用者負担額・・・令和６年度市民税額から算定

〇３歳児から５歳児の児童と、０歳児から２歳児に関しては、市民税非課税世帯の保育料が無償になります。

〇給食費（主食費・副食費）は引き続き保護者負担になります。副食費（おかず代）に関しては所得や同時入所の状況によって免除となる場合があります。免除者へは市より通知します。

利用調整（選考）と利用契約

〇利用施設については、保護者の状況や希望、保育所等の状況により、市があらかじめ定めた基準に基づく選考基準に従って利用調整を行います。

※申し込み順ではありません。

〇施設利用日前に利用調整結果を郵送にてお知らせします。

※４月利用の場合は、３月中旬を目途にお知らせします。

〇利用施設の決定後、保育所利用の場合は市と、認定こども園と小規模保育事業利用の場合は施設と契約します。

施設利用開始後の家庭状況の変更について

次の場合は変更等の手続きが必要ですので、こども支援課こども保育係窓口へお越しください。
〇保護者の勤務先・勤務時間などに変更があったとき
〇保育が必要な事由に変更があったとき
〇転居・婚姻・離婚・死亡など、家族や世帯状況に変更があったとき
〇利用施設を変更したいとき
〇退園するとき
〇市外へ転出するとき

病児・病後児保育について

十和田市では、病気の急性期・回復期にあたって集団保育が困難なお子さんで、保護者の仕事等の都合により家庭で育児、介護を行うことができない場合にご利用できる「病児・病後児保育事業」を行っています。
〇病児・病後児保育実施施設　十和田東病院　病児・病後児保育所「里の森」
住所：十和田市大字三本木字里の沢 1-247
電話：０１７６－２２－５２５２
〇定　　員　６名／日
〇登録制　　（事前登録・当日登録でも可能）
〇利用期間　原則１～７日間
〇利用時間　月曜日から金曜日　　午前７時３０分から午後５時００分
土曜日（第１・２・４土曜日）　午前７時３０分から午後１時００分
〇費　　用　十和田市民　１日　１，７００円（保育料、昼食、おやつ代）
十和田市外　１日　２，１００円（　　〃　　）
〇利用方法等詳しい内容については、病児・病後児保育所「里の森」へお問い合わせください。

市内保育所等一覧

施設区分	施　設　名	住　　所	電　話	備　考
保育所	とわだこ中央保育園	奥瀬字中平 211	70-3061	
	友愛保育園	東二番町 9-33	23-3098	
	第二友愛保育園	元町西四丁目 10-11	23-4514	
	第三友愛保育園	西十四番町 50-18	23-4792	
	豊ヶ岡保育所	八斗沢字家ノ下 465	27-3466	
	白菊かねざき保育園	西二十二番町 28-15	23-4369	
	白菊保育園	東六番町 1-24	23-2997	
	第二白菊保育園	元町西三丁目 11-18	23-3829	
	第三白菊にこにこ保育園	東三番町 9-71	23-3363	
	第四白菊保育園	洞内字沼田野 162	27-2508	
	第五白菊保育園	西二十三番町 1-33	22-1903	
	八郷保育園	赤沼字下平 263-359	22-6206	
	すずらん保育園	相坂字小林 130-6	22-2590	
	十和田つくし保育園	東十五番町 53-32	25-1294	
	さくら保育園	西六番町 8-19	58-5482	
認定こども園	小さな森こども園	西二十一番町 6-14	23-4793	
	さつき幼稚園	西十四番町 19-13	22-1636	
	十和田みなみ幼稚園	穂並町 4-55	23-3797	
	ひかり保育園	穂並町 4-60	23-3446	
	まきばのこども園	東二十三番町 10-8	22-1456	
	まるくこども園	深持字佐々木平 234-1	21-4703	
	緑と太陽の保育園	東一番町 10-18	24-3088	
	みきの保育園	西三番町 22-35	51-0171	
	十和田めぐみ保育園	西一番町 5-51	22-0141	
	チビッコハウス保育園	東二十一番町 2-5	23-6333	
	認定こども園生きがい十和田	三本木字一本木沢 48-2	51-0019	
	ほなみ保育園※	穂並町 4-40	22-2589	
	北園幼稚園※	西二十一番町 68-53	22-1781	
小規模保育事業	きく保育園	西十四番町 6-3	23-9066	

小規模保育事業とは、平成 27 年度施行の「子ども・子育て支援新制度」による市の認可事業です。主に０歳児から２歳児の低年齢児を対象とした、定員 19 人以下で家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う事業です。

※ほなみ保育園と北園幼稚園は、令和６年４月から認定こども園に移行する予定です。